

農業委員会だより

◆農業や農業委員会に関することは地域の農業委員または農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局へ気軽ににご相談ください。
問い合わせ 北上市農業委員会事務局(本庁舎3階) ☎72-8246、72-8247

遊休農地の状況を 確認しました

農業委員会では毎年、農地パトロール(農地利用状況調査)を実施しています。農地パトロールとは、遊休農地の発生や解消の状況、また、農地が違法に使われていないかを現地に赴き確認する活動で、優良農地の確保と有効利用を図る上で、とても重要な活動です。

7月に各地区の担当委員が行った事前調査の結果に基づき、8月29日から9月8日にかけて、市内全域をパトロールしました。その結果、水はけや日当たりが悪いなど、耕作利用が難しい農地において、遊休農地を確認しました。遊休農地化する原因は、耕作者の高齢化や後継者の不在、水路などの老朽化などさまざまです。

遊休農地を放置すると、害虫が発生して周囲に悪影響を及ぼすほか、クマなど有害鳥獣の隠れ家になることがあります。

また、一度遊休農地化してしまうと、農地に復旧するためには大変な労

力と費用が必要になる場合があります。農地を所有している人は、定期的に草刈りや耕起をし、適正な管理に努めましょう。

(農業委員 藤枝 裕樹)



きちんと草刈りされている農地



適正に管理されているか確認する委員

「農地の日」の活動を 行いました

農業委員会は、7月4日、「農地の日」の活動をhokkoで行いました。

当日は農業委員19人と農地利用最適化推進委員28人が出席。8月下旬からスタートする農地パトロールの出発式と委員全員に貸与されることになったタブレット端末の取り扱いについて研修会を開催しました。

市内では、毎年新たな遊休農地が発生しています。出発式では、高橋勉農地利用最適化推進委員が佐藤良一農業委員会会長に「農地の利用状況を正確に把握し、遊休農地の解消と発生防止に全力で取り組みます」と宣誓しました。

研修会では、タブレット端末の操作や、農地台帳を基にした農地情報の検索システム「全国農地ナビ」の活用方法を学びました。このタブレット端末は、現地確認のときに農地の位置を確認でき、報告書の作成や提出など、委員活動の効率化を図るために配られた

ものです。今後、農地パトロールや相談対応などに役立てます。

(農業委員 菊池 貴美子)



農地パトロールの出発式



タブレットの操作方法を学ぶ出席者



石井 建一さん
(50歳・相去町)

採れたて野菜で ぜいたくな朝食を



今回のきたかみ農家さんは、アスパラ王子こと石井建一さんです。

石井さんは東京都出身。ハクチョウが飛来する新堤の住宅街近くの畑で、アスパラガスを栽培しています。奥さまの故郷である北上市で、工場勤務や保険の仕事をしているときに顧客の農家さんと出会い、農業に関心を持ちました。農業は一人でもコツコツと地道に積み上げていけば、補助金もあり、やっていけるとの思いに至ったそうです。

半年にわたり、さまざまな作物の栽培方法を勉強する中で、今のアスパラガス畑と出会い、平成29年に体調を崩した地主さんから37坪を譲り受け、アスパラガスの栽培を始めました。アスパラガスは雨に弱く、病気にもかかりやすいため、就農してからも全国の産地に向いて勉強しています。また、ハウスの建築も工場勤務の経験を生かし、お金をかけず全て手作りで仕上げました。

その後、栽培する作物も増え、令和元年からは直売にも取り組んでいます。有機肥料にこだわり、アスパラガス、トウモロコシ、ネギを販売。「採れたてを朝食に」を1番の売りにしています。近隣の人々をはじめ、クチコミやSNSで人気広がりが、売れ行きは好調です。

石井さんに今後の目標を聞いたところ、「昨年からの取り組み始めた、年会費制で好きな野菜を収穫できる『畑でシェア野菜』をたくさんの人に利用してもらい、採れたて野菜を味わってみたい」と熱く語っていました。

(農業委員 金田 康子)

農地の権利移転・利用権設定等審議内容

	上段 審議件数(単位:件) 下段 面積(単位:m ²)		
	6月	7月	8月
農地法3条	6	7	4
	14,784	5,420	11,670
農地法4条	1	1	1
	2,104	66	36
農地法5条	14	8	11
	35,458	5,613	13,968
農地法適用外証明	3	3	2
	1,011	472	2,126
農用地利用集積計画	44	62	66
	174,050	275,713	226,183

- ◎農地法3条…農地の所有権、賃借権などの権利設定または移転
- ◎農地法4条…自己所有農地の転用
- ◎農地法5条…農地の所有権、賃借権などの権利設定または移転して転用
- ◎農地法適用外証明…農地を20年以上他の目的に使用しており農地の復元が不可能であることの証明
- ◎農用地利用集積計画…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転(受け手側が大規模農家)

前期編集委員の皆さんお疲れさまでした

今月号をもって委員長、副委員長を除く6人の編集委員の任期が終了となります。

前期編集委員には、令和4年5月号から令和5年9月号までの農業委員会だよりを作成していただきました。



(上段左から)藤枝裕樹さん、高橋隆雄さん、八重樫重徳さん、高橋多一さん
(下段左から)金田康子さん、菊池貴美子さん、及川定美さん、佐藤清一さん